
遠野市介護予防・日常生活支援総合事業における単価改正に伴う説明会

と き 令和元年9月13日（金） 午後4時

ところ 健康福祉の里 研修ホール

一 次 第 一

1 開 会

2 あいさつ 健康長寿課長

3 説 明

- 1) 総合事業単価改正に伴う算定の考え方とサービスコードについて
- 2) 質疑（事前に質問を受けたもの）
- 3) その他
 - ①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託料単価の引き上げについて

4 そ の 他

5 閉 会

説明資料

1) 総合事業単価改正に伴う算定の考え方とサービスコードについて

「今般、介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業の単価について、今後、地域支援事業実施要綱について下記のとおり改正を行い、2019年10月1日より施行することとしました。」（平成30年12月21日付厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係発「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」より）

このことから、単価改正を実施します。

訪問型サービス・通所型サービスともに、これまでの「包括報酬」（利用回数に関わらず月額での報酬）に加え「出来高報酬」（利用回数に応じた報酬）を導入します。また、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置による70%減算は廃止となりました。

サービスコードの種類	備 考
A 1 訪問型サービス（みなし）	平成30年3月提供分まで
A 2 訪問型サービス（独自・従前相当）	現行運用中
A 3 訪問型サービス（独自／定率） 基準緩和	運用していません
A 4 訪問型サービス（独自／定率） 基準緩和など	運用していません
A 5 通所型サービス（みなし）	平成30年3月提供分まで
A 6 通所型サービス（独自・従前相当）	現行運用中
A 7 通所型サービス（独自／定率） 基準緩和	運用していません
A 8 通所型サービス（独自／定率） 基準緩和など	運用していません

現在運用しているサービスコードはA 2（訪問型・従前相当）、A 6（通所型・従前相当）です。みなし部分を除く他のサービスコードについては、市町村独自で定められるものとなっています。

また、当市における区分支給限度額基準は総合事業開始時より、事業対象者は3,982単位としていましたが、要支援1相当の5,032単位に変更します。

【資料1・2 参照】

2) 質疑（事前に質問を受けたもの）

【資料3 参照】

3) その他

①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託料単価の引き上げについて

この度の改定に伴い、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託料単価を引き上げます。

<現 行>	→	<変 更>
新規 6,800 円／件		新規 6,810 円
継続 3,800 円／件		継続 3,810 円

※委託契約を締結している居宅介護支援事業所様との変更契約を行う必要が生じますので、現在準備を進めております。